

# とみさと高齢者応援事業補助金交付要綱

(令和6年4月1日告示第64号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと健康で暮らしていけるような地域づくりを推進するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第2号に規定する地域支援事業として、予算の範囲内においてとみさと高齢者応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、富里市社会福祉協議会に属する地区社会福祉協議会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、申請する地区社会福祉協議会の活動区域における、補助金を申請した日が属する年度の4月1日（以下「基準日」という。）時点での75歳以上の高齢者全員を対象とし、申請する地区社会福祉協議会が主体となる次に掲げる事業とする。ただし、74歳以下の者の参加を妨げるものではない。

- (1) 社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施
- (2) 介護予防に資する通いの場、イベント等の実施
- (3) その他高齢者の介護予防について必要と認められるもの

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費、内容及び補助額は、別表に定めるとおりとする。ただし、他の制度による助成金、補助金等を受けている経費を除く。

(補助金の却下)

第5条 市長は、富里市補助金等交付規則第5条の規定による申請があった場合において、当該申請を却下するときは、とみさと高齢者応援事業補助金交付申請却下通知書（別記様式）により当該申請をした団体に通知するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第4条関係)

対象経費	補助額
報償費、需用費、 役務費、委託料、 使用料、賃借料及 び備品購入費	次に掲げる申請する地区社会福祉協議会の活動区域に属する基準日における75歳以上の人数に応じた額と、申請する地区社会福祉協議会の活動区域に属する基準日における75歳以上の人数に500円を乗じて得た額の合計と、経費の合計額から収入の合計額を除いた額を比較していずれか低い額とする。ただし、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。 (1) 500人未満 10万円 (2) 500人以上1,000人未満 11万円 (3) 1,000人以上 12万円

別記様式（第 5 条関係）

指令第 号  
年 月 日

とみさと高齢者応援事業補助金交付申請却下通知書

様

富里市長

印

年 月 日付けで申請のあったとみさと高齢者応援事業補助金  
について却下したので、とみさと高齢者応援事業補助金交付要綱第 5 条の規定  
により通知します。

理由